

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 福島県議会定例会を招集する件 二六二
 - 公印を改刻しその使用を開始する件 二六三
 - 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 二六三
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二六三
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二六三
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 二六三
 - 道路の区域を変更する件二件 二六三
 - 道路の供用を開始する件 二六三
 - 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件 二六四
 - 公告 二六四
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二六五
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二六五
 - 福島県教育委員会教育長 二六六
 - 一般競争入札を行う件 二六六

告 示

福島県告示第四百五号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議
 会定例会を平成二十五年六月十八日福島市に招集する。
 平成二十五年六月四日

福島県知事 佐藤雄平
 （総務課）

福島県告示第四百六号

公印を次のように改刻し、平成二十五年六月四日その使用を開始する。
 平成二十五年六月四日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立美術館用）		福島県立美術館の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第四百七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
 平成二十五年六月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定する区域
 会津若松市門田町大字年貢町字大道東四四一番一、四四四番一及び四五三番一の一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 なし
- 三 当該区域は、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当し、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものである。

（水・大気環境課）

福島県告示第四百八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年五月二十七日救急病院として認定した。
平成二十五年六月四日

名称 福島県知事 佐藤 雄 平
福島県厚生農業協同組合連合 所在地 南相馬市鹿島区横手字川原二
会鹿島厚生病院 番地 平成二八年五月二六日
(地域医療課)

福島県告示第四百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月四日から同年七月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年六月四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
(仮称)カワチ薬品白河中田店 福島県白河市中田百十番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要 意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、大久地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十五年六月四日

- 一 縦覧に供する書類 福島県知事 佐藤 雄 平
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間 平成二十五年六月五日から (二十日間)
同 月二十四日まで
- 三 縦覧の場所 同 かわき市役所
(農村計画課)

福島県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三四九号	田村郡小野町大字谷津 作字谷津五六番三地从 先から	変更前	変更後	一三・一〇 八一・八	一一五・〇
		同 郡同 町大字谷津 作字和久六〇番一二地 先まで	一三・一〇 五七・一		

(道路計画課)

福島県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道白河 停車場線	白河市郭内二二三番九 三地从先から	変更前	変更後	A 二〇・〇〇 二四・五	一一五・五
		同 市中町二四番一 地先まで	B 二〇・〇〇 三九・〇		
	白河市大工町七二番地 先から				一二七・〇
	同 市手代町五二番一 地先まで				

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第四百十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月四日

(道路計画課)

路線名	区間	変更前の別	変更後の敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道小名浜港線	いわき市小名浜字辰巳町三四番九地先から同 市小名浜字本町四二番一地先まで	変更前 変更後	二〇・一 二八・〇 二九・三 四七・三	三〇一・七 三〇一・七 三〇一・七

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第四百十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月四日

(道路計画課)

変更後	A 二〇・〇 三九・〇	二〇七・五
変更前	B 二〇・〇 三九・〇	二二七・〇

- 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十四日
- 名称
特定非営利活動法人福島子どもこのころと未来を育む会
- 代表者の氏名
成井 香苗
- 主たる事務所の所在地
福島県郡山市久留米二丁目百六十一番地二十六号 郡山メンタルサポート内
- 定款に記載された目的

福島県知事 佐藤雄平

公告第六十五号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年六月四日

公 告

(建築指導課)

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県県中建設事務所建築住宅課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。

区域名	区 域	区域の範囲
池下団地	須賀川市岩淵字池下及び字柳町	次の図のとおり

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第四百十五号
宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。
平成二十五年六月四日

(道路計画課)

県道会津若松三島線	河沼郡柳津町大字軽井沢字馬場八八五番一 地先から 同 郡同 町大字軽井沢字御屋敷一〇四八 番地先まで	平成二十五年六月 四日
-----------	---	----------------

この法人は、東日本大震災と原発事故により被災した福島県民特に子どもと保護者等に対して、災害後のこころのケアと放射線不安に関する事業を長期的な展望を持って継続的に行い、県内で展開している様々な支援の包括的なネットワークや、子どもとコミュニティの支援・啓発・調査・研究がセットされた包括的支援システムを構築し、福島の未来を担う子どもたちから健康増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十七日
- 名称
特定非営利活動法人ふれあいブスマイル
- 代表者の氏名
小沼 美保
- 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市東千石一丁目一番十一号
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県教育委員会教育長

公告第3号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるF K S（ふくしま教育総合ネットワーク）ウェブシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月4日

福島県教育センター所長 青山修身

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする借入物品の名称及び数量 F K Sウェブシステム（搬入、設置、導入、保守等を含む。）一式
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 履行場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を賃貸借期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該借入物品に係る機器保守、ソフトウェアサポート等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月3日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0101 福島県福島市瀬上町字五月田16番地
福島県教育センター総務管理部（F K Sチーム）
電話024-553-3141

4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 福島県教育センター第3パソコン研修室
- (2) 日時 平成25年6月18日（火）午後1時30分

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月16日（火）午後1時30分 福島県教育センター121研修室
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月12日（金）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Web System for Fukushima Kyouiku Sougou Network 1set(including related costs of installation, maintenance, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand): 1:30p.m.,16 July 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 July 2013
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Education Centre, 16, Satsukiden, Senoue-machi, Fukushima-shi, Fukushima 960-0101 Japan TEL024-553-3141
(総務管理部)